

合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日(金)午後1時31分から午後2時33分

2. 開催場所 合志市役所合志庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大藪	真裕美
委員	2番	吉川	幸人
〃	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	6番	松野	克紀
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員 (1人)

委員	5番	衛藤	彰一
----	----	----	----

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第4号議案 下限面積(別段の面積)の設定について

第5号議案 令和2年度農作業標準賃金の制定について

第6号議案 あっせん委員指名について

第1号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 緒方 寿雄

主幹 秋吉 秀美

主事 坂本 晃一

○事務局長 ただいまから、令和2年4月の農業委員会総会を開催いたします。
開会にあたりまして、福嶋会長のほうからご挨拶をいただきます。

○会長（福嶋求仁子君） 皆さん、こんにちは。大変な時期になってしまいましたけれども、今、国内で新型コロナウイルスに5,000名以上の方が感染されたというような報告が、きょう新聞にも載っておりますし、熊本県内でも23名の方が感染の報告があがっております。

一番怖いのは、感染経路がわからないというところではないかと思っております。専門家の方が、外出する際には本当に準備を万端にして、そして3密を避けて、短時間でというような指導も出ております。きょうは総会ということで大変緊張する席ではございますけれども、申請書に真摯に向かい合いながら、皆様と審議をしていきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

それから、遅くなりましたけれども、衛藤前局長には本当にお世話になりました。私も3年間ご一緒させていただきましたけれども、いろいろな意味で大変お世話になりました。本当にありがとうございました。

また、きょうは坂上次長の欠席ということもありまして、同席いただきましたことを本当にありがとうございます。

どうぞよろしく願いいたします。

皆様方に報告が遅くなりましたけれども、3月31日に前局長と、それから武田主幹のほうに、皆様のお礼の意味を込めまして花束のほうの贈呈をさせていただいております。どうぞご了承ください。

それでは、審議のほうに移らせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は、衛藤委員から欠席の連絡が入っております。

合志市農業委員会会議規則第6条に規定しておりますとおり、過半数の委員がおそろいでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきまして、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） 進行に移ります前に、少し私のほうも緊張しておりまして、衛藤前局長に代わりまして、今回赴任いただきました緒方局長のほうにも、本当今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

私のほうも本当に何も知らない状態ですけれども、事務局の存在が私たちの活動の大きな力になりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

そして、秋吉主幹のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願ひいたします。

特に何かご質疑やご質問があれば、挙手により発言をお願いいたします。
それでは、3番の議事に入ります。

-----○-----

(1) 議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） 議事録署名者につきましては、12番の平山委員、13番の村上委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長（福嶋求仁子君） 農家調査及び現地調査員につきましては、7番の吉岡委員、9番の峯委員、10番の嶋田委員、11番の荒木委員、13番の村上委員、以上5名の委員の皆さん方へ、適宜ご意見をお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

(3) 議案

○議長（福嶋求仁子君） それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開きください。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転及び使用貸借権設定について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年4月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子。

番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は規模拡大でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙1ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。県道大津植木線の北側の農地です。

次に4ページをお開きください。これ以降はこちらの項目に沿ってご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件ですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので、該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、水稻を作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ、該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われま。

よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の村上委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（村上裕宣君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

先日、推進委員と事務局で農家及び現地調査をいたしました。譲受人は、水稻を作付けされる予定でございます。特に問題はないと思います。よろしく審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、農業委員さんで何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は贈与でございます。こちらの農地については先月交換にて譲渡人が取得した農地で、譲渡人が農業者年金を受給しており、後継者へ移譲する必要があるため今回の申請に至りました。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙5ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。県道大津西合志線の北側、県道辛川鹿本線の西側の農地です。

次に7ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件ですが、譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので、該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと見込まれ、該当し

ません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、野菜を作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ、該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われま。

よろしくお願ひします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の7番、吉岡委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7番（吉岡 近君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

3月30日午後13時30分より、推進委員、事務局と農家及び現地調査をいたしました。今回の申請は経営移譲年金にからむ親子間の贈与なので、特に問題はないと思ひます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関しまして、農業委員さんで何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番号1につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は、農業者年金にかかる後継者への経営移譲でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書、別紙9ページとなります。

図面中央斜線部分が申請地です。県道辛川鹿本線の北側及び南側の農地です。

続きまして10ページをお開きください。県道住吉熊本線沿いのセブンイレブン竹

迫店北側の農地です。

次に13ページをお開きください。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件ですが譲受人は個人であり、該当しません。

第3号の信託要件は、信託ではないので、該当しません。

第4号の農作業常時従事要件は、年間150日以上農作業を行うと思われ、該当しません。

第5号の下限面積要件につきましては、耕作面積が50a以上のため、該当しません。

第7号の地域との調和要件は、飼料作物を作付けする予定であり、周辺農地への支障はないものと考えられ、該当しません。

以上1号から7号まで該当する項目はないと思われ。

よろしく申し上げます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の13番、村上委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○13番（村上裕宣君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告いたします。

先日、推進委員、事務局と農家及び現地調査をいたしました。今回の申請は農業者年金にからむ後継者への経営移譲ですが、特に問題はないと思います。

よろしく審議をお願いします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。

この件に関して、農業委員さんで何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番号1について、承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転につきまして上程いたします。

番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用について、下記のとおり申請があったので承認を求める。令和2年4月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は宅地分譲9区画への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の15ページをお願いいたします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、御代志市民センター及び西合志図書館、ルーロ合志の南西側に位置する農地です。

次の16ページが申請地の現況です。

次の17ページが配置図です。申請者は建築業を営む法人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該農地を売買により取得し、宅地分譲地9区画を整備し、販売する計画です。

18ページをお願いいたします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の19ページにお示ししておりますとおり、おおむね300m以内に市役所支所であります御代志市民センターが存在しますことから、おおむね300m以内に市役所支所が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明書の添付があり、事業費以上の資金があることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和5年12月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

6の計画面積の妥当性につきましては、各分譲地の面積に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

7の宅地の造成のみを目的する場合の妥当性につきましては、建築条件付売買予定地としての要件であります、転用事業者が住宅9棟の建設まで含めた当該転用事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があること、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建設業者一定期間内に建築請負契約を締結することを誓約してあること等の各要件を満たしているため、例外規定に合致し、許可可能です。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

10の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議に向けての準備を進められている状況です。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員さんに、現地調査の

結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年3月30日の午前、私と推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、申請人が宅地分譲9区画として農地を転用するものでございます。申請地は、都市計画法の集落内開発地域内の第3種農地であり、何ら問題はないかと思えます。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、農業委員さんで何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸駐車場への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の21ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、国道387号線の西側に位置する農地です。

次の22ページが申請地の現況です。

次の23ページが配置図です。申請者は個人で、自身が経営するガソリンスタンドへ貸しつけ、従業員用駐車場及び顧客車両置場として利用する計画です。

24ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の25ページにお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内に存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできません

が、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、問題ありません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和2年7月より事業に着手し、令和3年8月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われます。

6の計画面積の妥当性については、駐車区画の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（荒木安孝君） それでは、現地調査につきましてご報告いたします。

令和2年3月31日の午前、私と推進委員と農業委員会職員と現地調査を行い、内容をお聞きいたしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が貸駐車場として農地を転用するものでございます。申請地は第1種農地ですが、集落に接続しているため、何ら問題はないかと思ひます。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、農業委員さんで何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特に質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権

移転、番号3につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

所有権移転番号3の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は、貸墓石展示場への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の27ページをお願いします。図面中央太枠車線部分が申請地で、国道387号線の東側、県道大津植木線の北側に位置する農地です。

次の28ページが申請地の現況です。

次の29ページが配置図です。申請者は個人で、譲受人が役員をしている墓石販売会社へ貸しつけ、墓石展示場として利用する計画です。

30ページをお願いします。まず、まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の31ページでお示ししておりますとおり、約9haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となり、申請地以外の場所でも墓石展示場に適する場所はないか検討を行われた上での申請であり、許可の要件を満たしているということになります。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、事業費を超える金融機関発行の残高証明の添付があり、問題ありません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和2年6月末日までに竣工の予定であり問題ないものと思われま。

6の計画面積の妥当性については、施設配置・規模ともに特段不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の11番、荒木委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11番（荒木安孝君） それでは、現地調査につきましてご報告いたします。

令和2年3月31日午前、私と推進委員さんと農業委員事務局職員と現地調査を行い、内容をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が墓石展示場として農地を転用するものでございます。申請地は第2種農地であり、何ら問題はないかと思ひます。

よろしく審議のほどをお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、農業委員さんで何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。質問はございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号3は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定につきまして上程いたします。

番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

使用貸借権設定、番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親子間での使用貸借権設定です。

議案書別紙の33ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、西合志図書館及び御代志市民センター・ルーロ合志の北側に位置する農地です。次の34ページが申請地の現況です。

次の35ページが配置図です。申請者は個人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該農地を使用貸借により借り受け、個人住宅1棟を整備する計画です。

36ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の37ページにお示ししておりますとおり、申請地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に市役所支所であります御代志市民センター及び医療施設が存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に二つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明書の添付があり、問題ありません。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和3年3月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われまます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可について申請済であることを確認しております。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置・規模ともに特段不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い、問題ないことを確認しております。

10の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に提出済みであり、既に同意が取れていることを確認しております。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の9番、峯委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（峯 隆吉君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和2年3月30日の午前、私と推進委員さん、農業委員会職員と現地調査を行い、内容をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明があったとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画法の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題はないかと思っております。

よろしく審議の方をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、農業委員さんで何かご意見、ご質疑はございませんでしょうか。特にご意見はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案に入ります前に、委員の議事参与の制限を規定する農業委員会等に関する法律第31条の規定によりまして、委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっております。

つきましては、その当事者であります1番、大藪委員、2番、吉川委員、5番、

衛藤委員、12番、平山委員は、議案審議が終了するまで退席をお願いいたします。

それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明をいたします。5ページをお開きください。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて、下記のとおり取りまとめたので承認を求める。令和2年4月10日提出、合志市農業委員会長、福嶋求仁子、記、別紙のとおり

次の6ページをお開きください。

令和2年第4回、農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回からご説明いたします。

利用権設定、存続期間10年の田が3,151㎡、畑は43,569㎡でしたので合計46,720㎡でございます。5年の田が11,812㎡、畑は27,317㎡でしたので合計39,129㎡でございます。4年の田が3,218㎡でございます。3年の畑が1,986㎡でございます。1年の田が1,836㎡、畑が27,036㎡でございます。

今回の田の小計は20,017㎡、畑の小計は99,908㎡でしたので合計119,925㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は86,699㎡、畑の小計は268,523㎡で合計355,223㎡でございます。

一番下、左側の所有権移転につきましてご説明をいたします。

今回の田の小計は3,812㎡、畑の小計は15,101㎡で合計18,913㎡でございます。

続きまして右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は3,812㎡、畑の小計は34,663㎡で合計38,475㎡でございます。

以上第3号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の7から12ページ中段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、12ページ下段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、6件、25,118㎡でございます。

内契約予定件数は、6件、25,118㎡でございます。

内契約が無い件数、0件、0㎡でございます。

これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、何か質疑はございませんでしょうか。よろしかったでしょうか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見がないようでございますので、採決を行い

ます。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

第3号議案の審議が終わりましたので、退席中の3名の委員さんは着席されますようお願いいたします。

続きまして、第4号議案、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 第4号議案、下限面積、別段の面積の設定について、下記のとおり承認を求める。令和2年4月10日提出、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記

まず、ここで言う下限面積とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されますことから、許可後に経営する農地面積が原則として一定規模以上にならないと許可はできない旨、農地法第3条第2項第5号により規定されていることとございまして、その面積は、北海道では2ha、その他の46都府県においては50aとなっております。

その下限面積につきまして、議案書に記載しておりますとおり、平成21年の農地法改正により、必要により、市町村農業委員会の判断で下限面積の引き下げを行うことができること、及びその必要性について毎年審議することが定められたところです。

下限面積引き下げの判断基準としまして、農地法施行規則第17条第1項では、下限面積未滿の経営農家数が、当該地域の農家総数の100分の40を下回らないよう算定されるものであることと規定されておまして、簡潔に言いますと、農家総数の40%以上が下限面積以下の経営規模である場合には、下限面積を引き下げる必要性がでてくると言うこととなります。

同じく第2項では遊休農地が相当数存在すること及び、下限面積引き下げを行うことにより、50a未滿の経営農家が増加しても周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないことと規定されております。

そこで、その基準を基に、合志市の現状を見てみますと、2015年農業センサスのデータによりますと、市内の総農家数537戸のうち50a未滿の経営農家数は58戸ということで、その割合は10.8%であり下限面積の引き下げの必要性は認められないものと判断いたします。

遊休農地の割合につきましても合志市内の全ての農地のうちの0.5%であり、遊休農地が相当数存在するとは言い難く、下限面積の引き下げは必要ないものと判断いたします。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。特に下限面積については、質問よろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） 質問、意見がないようですので、採決を行います。

第4号議案、下限面積の設定について、承認することに異議がない方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、下限面積の設定については、原案のとおり可決されました。続きまして第5号議案、令和2年度農作業標準賃金の制定につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 第5号議案、令和2年度農作業標準賃金を下記のとおり定める。令和2年4月10日、合志市農業委員会会長、福嶋求仁子、記、別紙のとおり

次の15ページをお開きください。この農作業標準賃金につきましては、農作業の委託等をされる場合に、目安となる金額等が何もないということになれば、契約される際に困られるのではないかとということで、一つの目安として参考にしていただくよう、農業委員会として毎年定めているものでございます。目安なので拘束力があるものではございません。双方の話し合いにより金額は自由に決めていいものではございます。

なお、この金額につきましては、市内で農作業の受託をしておられる二つの法人さんに聞き取り調査を行いまして、その金額をもとにこちらに記載をさせていただいているところでございます。

総会の決定後におきましては、市のホームページへ掲載することによりまして、市内の農業者の方々へ周知をするということで考えております。

以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりました。

何か質疑はございませんでしょうか。

○3番（工藤信夫君） 先日、農業委員会広報、あれはもう回されていると思うんですよ。それにはもう載せてありましたよね、これ。ということは、これは前後するんじゃないですか。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 工藤委員がご指摘のとおり、先日お配りした農業委員会だよりのほうに同じような表を記載しておりましたが、そちらはちょうど1年前、4月12日の総会で決

定した平成31年度の農作業標準賃金を載せておりましたところでは、農業委員会だよりが年に1回の発行だったもので、そのタイミングで載せざるをえなかったというところがあります。

○3番（工藤信夫君） 値段が変わっているわけではないわけですね。

○事務局 値段は去年と同じ金額になっております。

○3番（工藤信夫君） そこらへんはちゃんと説明をしていただきたいです。せつかく上程されるのであれば。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ご質問いただきまして、一応事務局と相談をいたしまして、新しい今年度の賃金表をですね、広報等にもし載せることができるのであれば、本年度という形でお願いはしてみたいとは思っておりますが、よろしかったでしょうか。

また後ほど、その件に関しましては検討させていただきたいと思っております。

そのほかに、広報誌の6月号にこの作業賃金を載せることで一応スペースを確保してあるそうですので、6月号にもう一度発表させていただきたいと、今回の承認をいただきまして発表させていただきたいと思っております。

そのほか、ご質問はございませんでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第5号議案、令和2年度農作業標準賃金の制定について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、令和2年度農作業標準賃金の制定につきましては、原案のとおり可決されました。

第6号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書16ページをお開きください。

第6号議案、農地のあっせん委員指名について、下記のとおり指名する。

令和2年4月10日提出、合志市農業委員長、福嶋求仁子、記

番号1、あっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。

続けて申請地の場所ですが、17ページをお開きください。

図面中央太枠斜線部分が申請地です。県道大津植木線の北側の農地です。
あっせん委員についてですが、申請地区担当の平山委員さん、大島推進委員さん
をお願いします。
以上で説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はござい
ませんか。特にご意見はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご質問、ご意見がないようですので、採決を行いま
す。
第6号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議がない
方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。
よって、第6号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり、
原案のとおり可決されました。
あっせん委員さんにおかれましては、大変ご苦労さまでございますが、よろしく
お願いいたします。
続きまして、職務代理と交代いたします。

-----○-----

（4）報告

○会長職務代理者（大藪真裕美君） それでは、第1号報告に移らせていただきます。
第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまし
て上程いたします。
番号1から3番まで、一括で事務局に説明をお願いいたします。

○事務局 それではご説明いたします。18ページをお開きください。
第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用について、下記
のとおり届出があったので報告する。令和2年4月10日提出、合志市農業委員会会
長、福嶋求仁子、記
今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては議案書に記載してあり
ますとおり、所有権移転3件の届出がっております。
続けて、場所を説明します。19ページをお開きください。
図面中央の太枠斜線分部分が所有権移転番号1の届出地です。百合ヶ丘保育園の北
西側に位置する農地で、宅地分譲地への転用です。
次の20ページが所有権移転番号2の届出地です。須屋市民センターの南西側に位
置する農地で、共同住宅への転用です。
次の21ページが所有権移転番号3の届出地です。須屋市民センターの南側・白百
合保育園の東側に位置する農地で、貸駐車場への転用です。

事務局からの説明は以上でございます。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。

ただいま事務局から、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。

農業委員さんで何かご質疑等はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ご質問、ご意見もないようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

以上で議案のほうは終わりました。

-----○-----

(5) 閉会

○議長（福嶋求仁子君） それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年4月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

-----○-----

閉 会 午後2時33分